

# 仕 様 書

- 1 役務件名 11号建物エレベーター保守点検
- 2 役務場所 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地
- 3 役務概要 11号建物乗用エレベーター2基の年間保守点検（FM契約） 1式

## 4 一般事項

- (1) 本役務は本特記仕様書による他、下記仕様書及び関係諸規則によるものとする。  
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」
- (2) 本特記仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
- (3) 役務実施に関して、隊員及び部外者等に傷害等を与えた場合、または施設等に損害を与えた場合は請負者の責任において復旧及び補償するものとする。
- (4) 請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。また、危険性のある場所には危険表示等の処置を行うものとする。
- (5) 役務現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
- (6) 役務写真は、着工前、完成及び施工後隠蔽となる箇所、また、主要な段階状況、使用材料、その他監督官の指示するものをサービス版サイズで整理し、1部を提出するものとする。
- (7) 本役務に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出するものとする。
- (8) 本役務実施により知り得た内容に関して監督官の許可無く漏洩してはならないものとする。

件 名	11号建物エレベーター保守点検	図面番号	1 / 3
種 別	仕様書	縮 尺	
作成部隊	陸上自衛隊 相馬原駐屯地業務隊管理科		

5 特記事項

(1) エレベーターの諸元

製造会社、型式	東芝エレベーター
用途	乗用兼車いす用
台数	2台
積載量（定員）	13名
速度	60m/min
制御方式	インバータ制御方式
操作方法	群乗合全自動方式
停止箇所、出口方向	5箇所（1F～5F） 1方向
かご内寸法	間口1, 600mm 奥行1, 350mm 天井高さ2, 300mm
出入口寸法	幅900mm 高さ2, 100mm
管制運転	地震時管制運転（P波及びS波感知） 火災時管制運転 停電時自動着床装置 自家発時管制運転

- (2) 本役務の業務従事者は、当該設備を熟知した者が作業を行うものとする。
- (3) 本役務に必要な工具、計器類、消耗品等は請負者において準備するものとする。
- (4) 保守点検期間は、令和6年6月1日から令和7年3月31日までとする。
- (5) 保守点検項目は、建築保全業務共通仕様書「表7. 2. 6 ロープ式エレベーター（機械室なし）点検周期A」によるものとする。
- (6) 本役務の請負者は、24時間出動態勢を整えて不時の故障や事故が生じた場合は、官側からの連絡を受けて速やかに復旧対応を行うものとする。
- (7) 本役務では、建築基準法で定める定期点検に準ずる点検を年1回行うものとする。
- (8) 本役務請負者は、監督官と調整し年間点検工程を作成するものとする。
- (9) 細部不明な点は、監督官との調整によるものとする。
- (10) 保守点検実施後は、点検結果報告書と写真を速やかに提出するものとする。
- (11) 点検時において不良箇所が判明した場合は、監督官へ報告するとともに修理見積書を作成して提出すること。

件名	11号建物エレベーター保守点検	図面番号	2/3
種別	仕様書	縮尺	
作成部隊	陸上自衛隊 相馬原駐屯地業務隊管理科		

仕様書番号：第 14 号

作成年月日：令和6年3月11日

# 11号建物エレベーター保守点検

相馬原駐屯地業務隊

業務隊長	管理科長	當繕班長	基地対環保	企画係長	管財係	作成